

第 11 号議案

職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例の件  
職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例の件  
職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和27年2月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
休職の事由	勤続年数区分	休職の期間	休職の事由	勤続年数区分	休職の期間
負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾病を除く。）による法第28条第2項第1号の休職	2年未満	1年	負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾病を除く。）による法第28条第2項第1号の休職	2年未満	1年
	2年以上4年未満	2年		2年以上4年未満	2年
	4年以上	3年		4年以上	3年
[略]		[略]	[略]		[略]
[略]		[略]	[略]		[略]
(注) <u>1</u> 公務上の負傷又は疾病とは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第45条の規定に基づき公務災害として認定された負傷又は疾病をいう。 <u>2</u> 通勤とは、地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。 <u>3、4</u> [略]			(注) <u>1</u> 通勤とは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。 <u>2、3</u> [略]		

## 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

休職の事由となる疾病が、公務上の負傷又は疾病に起因する蓋然性を有する場合で、特に必要と認めるときに休職の期間を延長する等に当たり、条例を改正する必要があるため。